

防災対応の場外離着陸場の基準

災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（以下「防災対応離着陸場」という。）における場合（一般の場外離着陸場に規定する場合を除く）であって、次に掲げる条件を全て満たすもの

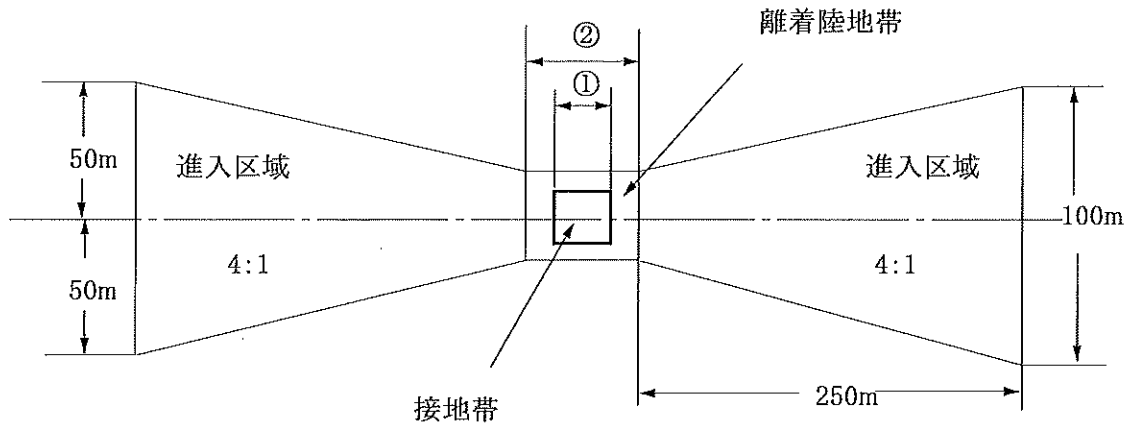
- ①災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送であること。
- ②地面効果外ホバリング重量の95%以下の重量で運航すること。
- ③操縦士の資格は、定期運送用操縦士又は事業用操縦士であること。

離着陸地帯	位置及び方向	原則として地上に設定する。 ただし、周囲の環境条件によりやむを得ない場合は15メートルの高さを限度とする別図2の仮想離着陸地帯を設定することができる。
	長さ及び幅	長さ及び幅は、使用機の全長に20メートルを加えた値以上とする。但し、全長が20メートル以上の使用機については全長の2倍以上とする。
	表面	接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度としてできるだけ平坦であること。
	接地帯	長さ及び幅は、使用機の全長以上であること。 表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は5%であること。 使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。
進入区域及び進入表面	進入区域及び進入表面は、原則として別図2のとおりとする。 ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、進入方向交差角を90度以上とすることができる。進入表面のこう配は4分の1以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。	
転移表面	設定しない	
その他	仮想離着陸地帯を設定した場合には夜間の使用は不可。	

防災対応の場外離着陸場の基準

平面図

別図2



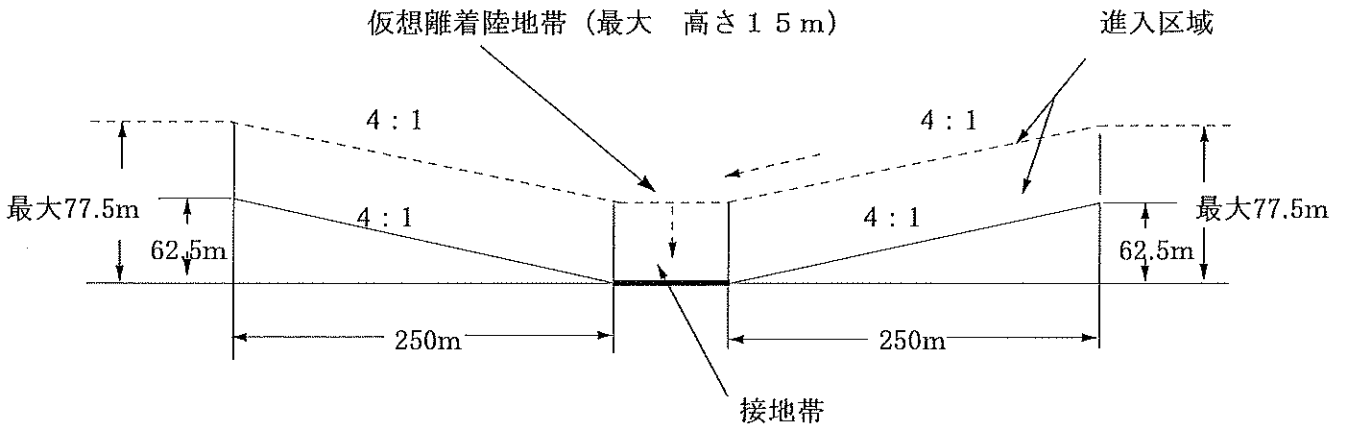
①接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上とする。

②離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。

* 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。

* 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合は障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

進入表面断面図



転移表面断面図

(転移表面は設定せず)

* 接地帯の外側で接地帯表面より30cm程度を限度として平坦な区域

